

令和7年度「さがジョブナビ」及び「UJI ターン就職活動交通費支援事業」  
広報業務仕様書

1 委託事業名

令和7年度「さがジョブナビ」及び「UJI ターン就職活動交通費支援事業」広報業務

2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

3 目的

県では UJI ターン就職者増加のために事業に取り組んでおり、就職支援サイト「さがジョブナビ」の運営や「UJI ターン就職活動交通費支援事業」などを行っている。佐賀県内の企業で働くことなどについて情報発信を行い、サイトや支援事業の利用者を増加させ、UJI ターン就職者を促進させることを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）までとする。

5 委託業務の内容

「さがジョブナビ」の登録者数及び「UJI ターン就職活動交通費支援事業」の利用者数の増加に向け、広報活動を行うこと。

(1) ターゲット

20代～40代前半までの佐賀県への UJI ターンに興味・関心がある者

(2) 成果目標

「さがジョブナビ」の登録者数月70人増加（新卒者・一般/UJI ターン転職者）

(3) 統一イメージの設定

各種広告・広報物の文章、デザインは一貫性や統一性を保ったものとし、委託者への確認を行うこと。

(4) 広報実施内容

ア WEB・SNS 広告の実施

ターゲットに向け、さがジョブナビの特徴や佐賀で働き・暮らす魅力の発信を行うこと。以下の点に留意・調整の上実施すること。

- ・効果的なWEB 広告配信を行うため、A/B テストやクリック率確認等、効果検証を行い、改善しながら配信する。検証内容は委託者へ報告を行うこと。報告の頻度、時期については委託者と調整すること。また、Google 関連利用検討を行うこと。
- ・WEB 広告により、リスティング広告を行うこと。

- ・Instagram かXにて行う場合には、既存の「さがジョブナビ」のアカウントを用いた発信とすること。

#### イ Instagram の運用

ターゲットに向け、さがジョブナビ及び UJI ターン就職活動交通費支援事業等の県の施策・イベント情報及びウの制作記事等を1月に1回以上のペースで発信すること。以下の点に留意・調整の上実施すること。

- ・既存の「さがジョブナビ」のアカウントを使用すること。
- ・投稿内容については、①県内企業の社員へのインタビュー記事、②県の施策・イベント情報等とする。
- ・①の記事については、R6年度に作成したもの及びウで作成する記事等を掲載すること。
- ・②の記事については、佐賀で働くことや暮らすことの魅力が伝わり、UJI ターン就職者の増加に寄与するような内容の記事とすること。
- ・すべての投稿のデザインは、一貫性や統一性を保ったものとする。
- ・投稿内容及びデザインについては、委託者と協議・調整のうえ作成・運用すること。
- ・投稿頻度やインスタの特性を利用した手法（リール及びストーリー等）等の活用も含め、より求職者に訴求することができる内容を検討すること。

#### ウ 県内企業の働く魅力を伝える記事の制作

8月末までに、佐賀県の企業で働き・暮らすことの魅力を伝える記事を3本以上作成すること。以下の点に留意・調整の上実施すること

- ・記事は、「さがジョブナビ」へ掲載することとし、委託者やサイトの保守・運営者と連携して行うこと。
- ・記事作成に際し、県内企業及びUJI ターン経験者への取材を行うこと。取材者数及び対象の選定は、委託者と協議・共有をすること。
- ・制作記事は配布ができるような紙媒体化を行うこと。最適な紙媒体化の手法・デザインを検討すること。
- ・紙媒体化したもの1,000部印刷し、また紙媒体化する際のデータをDVDにて委託者に納品すること。

#### エ タイアップ掲載の実施

10月上旬までに、「さがジョブナビ」の広報及びウの制作記事について、他のメディアへの利用・掲載を行うよう調整・手配をすること。以下点に留意すること。

- ・ターゲットを意識した媒体を選定すること。
- ・ウで制作した記事の利活用を検討すること。
- ・エリアについては東京・愛知・大阪・福岡全部もしくはいずれかを狙ったものとする。

- ・県のイベント情報についても掲載すること。

#### オ JR 博多駅構内での広報の実施

##### ①JR 博多駅デジタルツイン（中央改札口）でのサイネージ広告の実施

契約期間中に、最低6ヶ月以上の期間広告を放映すること。なお、指定場所の放映枠が確保できない場合は、同等もしくはそれ以上の広報効果が見込まれる博多駅構内のサイネージを選定し、指定場所とあわせて合計6ヶ月以上の放映期間となるように実施すること。

##### ②その他広報の実施

①のほかに、予算の範囲内で、多くの人の目に留まるような効果的な広告媒体、場所及び期間を選定し広報を行うこと。

#### (5) 事業効果の分析・検証及びフィードバック

本業務による効果を適切な方法で把握し検証を行うこと。また、その分析結果について毎月フィードバックを行い、業務完了報告書に記載すること。

#### (6) 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し県に提出すること。

### 6 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

### 7 実績報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する実績報告書を委託元に提出し、検査を受けなければならない。

### 8 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

(2) 労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。

(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- (8) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を書面にて報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- (12) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議での協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。